

市県民税、国民健康保険税の 納付額をお知らせします

納税通知書は6月中旬に発送します
普通徴収の初回（第一期）の納期限は6月30日(月)です

市県民税

市県民税は、毎年1月1日現在に住所のある自治体に納める税金です。

安来市では、事業所などから提出された給与支払報告書や本年2～3月に申告いただいた内容をもとに、令和7年度の税額を決定しています。

【問い合わせ】

課税について 税務課市民税係
☎ 23-3040

国民健康保険税

納税義務者は世帯主です

世帯主が国民健康保険に加入しているなくとも、同じ世帯に加入者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。この場合の世帯主を擬制世帯主といいます。

擬制世帯主の場合、世帯主の所得は国民健康保険税の算

定には含めません。ただし、軽減判定をする際は、その所得を含めて計算を行います。

国民健康保険税の軽減

(7割・5割・2割減額)

令和6年中の世帯の所得金額（擬制世帯主を含む）が一定以下の場合、均等割額と平等割額が所得に応じて軽減されます（表-1②と③）。申請手続きは不要です。ただし、所得未申告者がある場合は判定ができず、軽減措置が適用されないことがあります。

※65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等所得額から15万円を差し引いた額で軽減判定の計算をします。

納付方法

保険税の納付方法には、「特別徴収」と「普通徴収」があります。

特別徴収

支給される年金から国民健康保険税を差し引いて納めていた方法で、次のすべてに当てはまる人が対象です。主

は、主の所得は国民健康保険税の算

- ・世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である場合
- ・国民健康保険に加入している世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合

・国民健康保険に加入している世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、その世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合

※世帯主が年度途中で65歳ならびに75歳になる場合については、普通徴収で納付していただくことがあります。

※特別徴収に該当する人で、口座振替による納付を希望される世帯主は税務課の窓口へお申し出ください。

普通徴収

納付書または口座振替で納付していただく方法で、特別徴収ではない人が対象です。納付月は6月～令和8年3月です。

【問い合わせ】

課税について 税務課市民税係
☎ 23-3040

納付方法

支給される年金から国民健康保険税を差し引いて納めていた方法で、次のすべてに当てはまる人が対象です。主

は、主の所得は国民健康保険税の算

令和7年度国民健康保険税税率表（表-1）

算定区分	税率			説明
	医療保険分	支援金分	介護保険分	
①所得割	8.31%	2.32%	2.24%	国保加入者の前年の所得に応じて算定 (令和6年中の所得 - 43万円) × 所得割税率
②均等割	30,600円	8,920円	10,490円	国保加入者一人あたりとして算定
③平等割	21,100円	6,080円	4,980円	一世帯あたりとして算定
年税額	医療保険分・支援金分・介護保険分の各①～③を合計した額となります。ただし、介護保険分については、40歳以上65歳未満の人（介護保険の第2号被保険者）にのみ適用されます。			
課税限度額	66万円	26万円	17万円	年税額の最高限度額

